

平成27年度第3回技術委員会及び追加提出の意見に対する事業者の見解

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨
1	事業の経緯	片谷委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・ルート案について、南側では2案が出ているが、北側については複数案になっていないが、この地域ではこのルート以外にあり得ないという判断が。 ・手法としてP Iの手続をしたのであれば、そうした手続についても配慮書に記載すべき。P Iの手続で実施した複数案の絞り込み等を記載するとより分かりやすく、地域の理解をある程度得られているという判断にもなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年から平成24年にかけて、検討委員会、住民検討会、地区への説明会及びアンケートを実施しています。その過程で、当初、北側についても2案がありましたが、地元から現在のルート帯のほうが望ましいという御意見が圧倒的に多かったので、北側のルート帯は現在のものとしています。 ・なお、南側は、Bルートの方が望ましいという意見が多かったのですが、宮田村内に限って言えば、A、Bルートともに意見が拮抗している状況ですので、現在の2案としています。 【事後回答】 P Iについて一部、配慮書に記載しています。方法書以降の図書において、P Iの経過の記載を検討します。
2	事業の目的	梅崎委員	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の目的の一つに高速道路の代替道路と記載されているが、高速道路から伊駒アルプスロードまでのアクセスはどうなっているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・駒ヶ根ICと国道153号は主要地方道駒ヶ根駒ヶ岳公園線で接続しており、伊那ICと国道153号は主要地方道伊那インター線で接続しています。なお、駒ヶ根ICと伊那ICの間の小黒川PAでスマートIC化の計画があり、国道153号との接続は一部市道、一部県道になります。
3	事業の目的	梅崎委員	<ul style="list-style-type: none"> ・伊駒アルプスロードの交通量の予測等はしているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の国道153号の交通量は一日で2万台弱で、これに対して、計画交通量は2万7千台弱（注：伊那バイパスの計画交通量）を想定しており、現道から転換してくる車両が主と考えています。
4	事業の目的	片谷委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時や中央道が通行止の場合の迂回路としての役割が期待されているから、計画交通量がそれほど多くなくても必要性は高いとの判断か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在でも国道153号は交通量が超過しており、御指摘のとおり、迂回路としての道路もなくてはならないと考えています。
5	事業の目的	大窪委員	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の目的について、国道153号が慢性的に混雑しているためと、中央道の代替道路としての役割が期待されるためとしているが、駒ヶ根～伊那間には広域農道も使われているので、その部分も含めて必要性を説明した方が良いのではないか。 (片谷委員長) ・大窪委員の御指摘は、広域農道についても触れてほしいとのことなので、今後の図書ではその辺りも配慮していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中央道が止まった場合の影響について、御指摘の広域農道も含めて試算しており、国道153号の整備なしでは対応できないという状況です。 ・中央道は、平成25年までの過去8年のデータを使って、通行止めの頻度を求めましたが、月平均で8時間通行止めになっており、通行止めの多い高速道路です。 【事後回答】 方法書以降の図書において、ご意見を踏まえ、よりわかりやすい事業目的の記載を検討します。
6	騒音・振動	塩田委員	<ul style="list-style-type: none"> ・新しいルート帯の沿線に第1種住居専用地域はあるか。 ・環境省では新たな道路を構築する際には第1種低層住居専用地域は避けることとしているので、お聞きした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・天竜龍川沿いのルートの場合は、第1種低層住居専用地域とルート帯は重なりません。
7	土壌汚染	小澤委員	<ul style="list-style-type: none"> ・配慮書P5表3-1(1)で土壌汚染対策法の指定区域が存在すると記載されているが、この区域は事業の影響を受けないので、配慮事項としていないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域からは大きく離れており、伊那市街のほぼ中心部の山寺という地籍に存在します。
8	地形・地質	富樫委員	<ul style="list-style-type: none"> 【追加意見】 ・配慮書P6の表3-1(2)において、重要な地形及び地質として「天竜川右岸の河岸段丘と新期断層」が記載されている。また、段丘崖は景観保全や緑地保全の観点から重要な環境要素であることから、環境保全対象並びに調査・予測及び評価対象に「地形・地質（特に段丘崖、新期断層）」を加えること。 	<ul style="list-style-type: none"> 【事後回答】 本配慮書はルート帯での検討であり、「地形・地質」については、今後ルートや道路構造を検討し、方法書以降の段階において、調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討します。
9	動物	中村寛志委員	<ul style="list-style-type: none"> ・貴重な動物の生息位置について、ミヤマシジミ、スジグロチャバネセセリ、オオムラサキの生息位置を追加すること。 ・さらに詳しい情報を提供することも可能である。 ・提供した地点Cについては影響がないと理解してよいか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・提供いただいた最新の知見につきましては、ルート帯選定において考慮するとともに、その後のルート及び構造の検討、方法書以降の手続きにおいて、十分配慮してまいります。 ・現状のルート帯の中には入っていますので、ルートを絞り込む段階で十分配慮します。
10	評価結果	片谷委員長	<ul style="list-style-type: none"> 【追加意見】 ・複数案に対する総合評価として、結論にあたる記載が必要ではないか。 ・複数案のまま方法書以降の現地調査や予測・評価を進めるつもりならば、その旨を配慮書に記載する必要があるのではないか。 ・また、絞り込みを方法書段階で行い、絞り込みの経緯も方法書に記載するつもりならば、その旨を配慮書に記載することが、分かりやすいアセス図書の観点から必要ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 【事後回答】 ・配慮書の段階では、生活環境については天竜川沿いルート、自然環境については現道活用ルートがそれぞれ優れていると評価しており、P17のような記載としています。 ・今後、配慮書に対する意見を踏まえ、環境以外の要素を含めた複数の観点から総合的に判断し、ルート帯を選定します。その検討の経緯は方法書に記載する予定です。